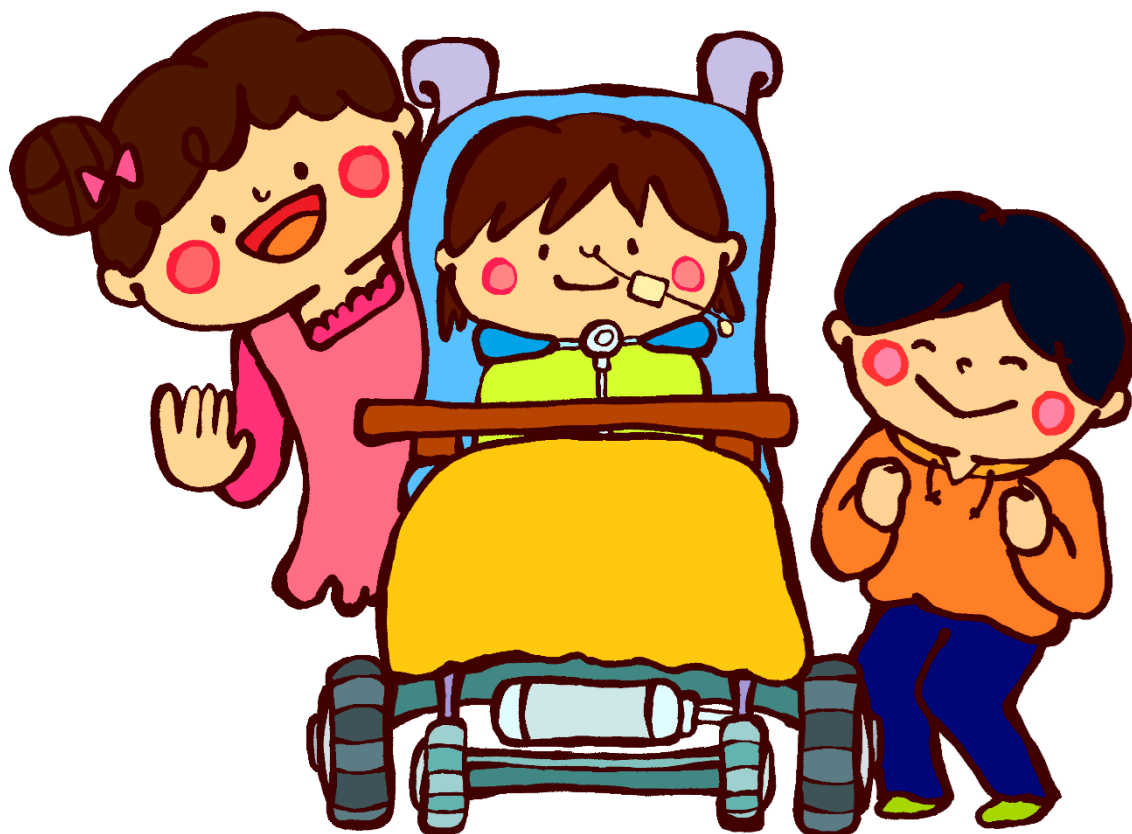


医療的ケア児支援のしおり

～ 医療的ケアなどが必要なお子さんへ ～

2025年度版

このしおりは、医療的ケアなどが必要な子どもとご家族が
安心して過ごせるように作成しました。



■■■■■ 医療的ケアなどが必要なお子さんとは？ ■■■■■

人工呼吸器による呼吸管理をしているお子さんや、その他の日常生活を営むために、
医療（気管切開、喀痰吸引、酸素療法、経管栄養、導尿等）を要する状態にある
お子さんのことをいいます。

松山市



目次

医療的ケアについて	1
医療的ケアとは？	1
医療的ケア児とは？	1
医療的ケア児支援法とは？	1
医療的ケア児等コーディネーターとは？	1
地域生活について	2
地域生活で利用できるサービスの見通しについて	2
幼児教育、保育、児童発達支援センターについて	3
幼児教育、保育について	3
児童発達支援センターについて	4
医療的ケア児支援センターについて	4
愛媛県医療的ケア児支援センター	4
小学校・中学校等での教育について	5
学びの場について	5
松山市教育相談(就学相談)について	5
松山市立の小・中学校での医療的ケアについて	6
主な福祉制度のご案内	7
障害者手帳に関すること	7
医療費に関すること	7
運賃等の割引に関すること(障害者手帳を所持することにより受けられるサービス)	8
手当に関すること	9
障害福祉サービスに関すること	10
補装具・日常生活用具に関すること	12
在宅障がい者のための福祉制度に関すること	12
避難行動要支援者支援制度	13
個別避難計画	13
パーキングパーミット	14
相談窓口のご案内	15
相談できる人を整理すると・・・	15
医療的ケア児等コーディネーター	16
障害児相談支援事業所(医療的ケア児対応可能)	16
行政の相談窓口	16
障害者相談員設置事業	18
家族会など	18
訪問看護ステーションの利用(一般社団法人 愛媛県訪問看護協議会)	19
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	19
災害時対応ノート・災害時対応マニュアル	20
医療的ケア児等医療情報共有システム	20

医療的ケアについて

医療的ケアとは？

人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引などの医療行為をいいます。このほか、代表的な医療的ケアの具体例を挙げると、気管内挿管・気管切開、鼻咽頭エアウェイ、酸素吸入、ネブライザー、中心静脈栄養、経管栄養、導尿、人工肛門などがあります。

医療的ケア児とは？

日常生活や社会生活を送る上で、上記の例のような医療的ケアを受けることが必要な児童をいいます。

なお、令和元年度の愛媛県の調査によると、医療的ケア児の95%の方に身体障害者手帳、75%の方に療育手帳、35%の方に小児慢性特定疾病医療受給者証が交付されていました。

医療的ケア児支援法とは？

令和3年に制定された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年法律第81号)」を指します。

この法律の目的は、

- 医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資すること。
- 安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与すること。

とされています。

基本理念として、

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
- 3 医療的ケア児が児童ではなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

が掲げられています。

医療的ケア児等コーディネーターとは？

医療的ケア児や保護者が地域で安心して暮らせるよう、保護者の相談に応じて、必要な障害福祉サービスの紹介、関係機関との連携をしてくれます。詳しくは [P16](#) へ。

地域生活について

地域生活で利用できるサービスの見通しについて

ご利用いただけるサービスを年代別に整理すると、概ね以下のとおりとなります。それぞれのサービスには要件があり、全ての方がこれらのサービスを利用できるわけではありません。詳しくは、次ページ以降にご案内しているそれぞれの制度の窓口までお問い合わせください。

	幼児期 就学前まで	小学生 7 歳～12 歳	中学生 13 歳～15 歳	16 歳～18 歳	19 歳～22 歳	23 歳～
医療		基幹病院			地域の病院	
(P7 へ)		医療費の助成制度(※要件、対象年齢等が様々です。) (小児慢性特定疾病医療給付、自立支援医療費(育成医療)給付、重度心身障害者医療助成等)				
幼児教育 保育 (P3 へ)		● すこやか保育相談 → 幼稚園 保育所				
教育 (P5 へ)		● 教育相談 通常の学級＋通級による指導、特別支援学級、特別支援学校		高等教育機関		
福祉(P10 へ)	児童発達支援(センターを含む。)		放課後等デイサービス		生活介護、就労継続支援等	
障害児通所 支援・日中 活動系サー ビス・訪問 系サービス			短期入所・日中一時支援			
			居宅介護			
福祉(P12 へ) (その他)		補装具、日常生活用具、住宅改修等				
経済的 支援 (P9 へ)		特別児童扶養手当				
		障害児福祉手当			特別障害者手当等	
		松山市重度心身障害児福祉年金				
					障害基礎年金	
親亡き後 (P9 へ)		心身障害者扶養共済制度(保護者が死亡等したとき、年金支給)				
災害時 (P13 へ)		避難行動要支援者支援制度				

幼児教育、保育、児童発達支援センターについて

幼児教育、保育について

一部の幼稚園・保育園・認定こども園で医療的ケアが必要な子どもを受け入れる体制を整えています。原則、受け入れを行う公立園は、石井幼稚園、余土保育園、八雲保育園の3園です。
(きょうだいと同じ園を利用できないこともあります。)

松山市が委託した訪問看護ステーションの看護師が保育所等を訪問し、医師の指示に基づいて、所定の時間内に医療的ケアを行います。

対応できる医療的ケアは、

- ①喀痰吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内)
- ②経管栄養(経鼻、胃ろう、腸ろう)
- ③導尿
- ④呼吸管理(酸素吸入)※人工呼吸器を除く
- ⑤インスリン投与

となります。

対象は、松山市内に住所があり、園での集団生活が可能で、入園年度の4月1日時点で3歳以上の子どもです。ただし、保育園の場合は、3歳未満児でも入園可能な場合があります。

入園に当たっては、医療的ケア児受入検討会を行い、園での集団生活ができるか検討します。また、保育園への入園は、別途入園審査があります。入園の相談や施設の見学をご希望の際は、保育・幼稚園課(☎089-948-6872)までご連絡をお願いします。

参考(4月入園の場合のスケジュール)

幼稚園	保育園
入園申込・医療的ケア実施申込(11月～12月頃)	
医療的ケア児受入検討会(1月頃)	
入園決定(1月頃)	入園審査(1月～2月頃)
	入園決定(2月頃)

児童発達支援センターについて

児童発達支援センターでは、子どもの発達やニーズに応じた「発達支援」、育ちや暮らしの安定を基本においた「家族支援」を行っています。また、施設の専門性を活かして、地域の障がい児やその家族への相談など、いわゆる地域での健やかな育ちを考えた「地域支援」も提供しています。具体的には、①個別や集団による活動、②子育てに関する相談、③保護者勉強会、④交流保育、⑤健康管理、⑥食事、⑦移行支援、⑧退園児フォローを行っています。

市内に4つの児童発達支援センターがあり、障がいや発達に遅れのある児童が、平日（月23日程度）楽しく通っています。特に、水泥町にある「児童発達支援センターひまわり園」には、常勤の看護師が配置されており、医療的ケア児が通園しています。

入園を希望される方は、施設を見学することができます。各センターとも、見学は随時受け付けており、事前に電話等で連絡してください。なお、新年度の入園申し込みは、入園前年度の11月頃開始されます。（実際の通園に当たっては、児童福祉法に基づき、通所給付費の支給決定が必要で、障がい福祉課での申請が必要となります。）

名称	住所	電話・Fax
松山市児童発達支援センター ひまわり園	松山市水泥町 368 番地 1	 089-970-3711 Fax089-970-3858

医療的ケア児支援センターについて

愛媛県医療的ケア児支援センター

医療的ケア児の保護者等からの相談を受け、適切な機関（医療、保健、福祉、教育等）を紹介します。インターネットの相談フォームのほか、毎週水曜日は電話でも受け付けています。

・相談フォーム <https://www.pref.ehime.jp/ques/questionnaire.php?openid=8&check>

・電話相談 時間：毎週水曜日 9時30分～16時（祝日、年末年始を除く）
TEL：089-997-7756



小学校・中学校等での教育について

学びの場について

学びの場	内容	その他
通常の学級	1学級40人(小学校1～4年生は1学級35人まで)に対し、学級担任が1名配置されます。	座席の配慮、教材の工夫、言葉掛けの工夫などを行います。
通級による指導	小・中学校にて、各教科等の指導は、通常の学級で行いながら、一部、障がいに応じた特別の指導を特別な場で受ける指導の形です。	対象は、言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどがある児童です。
特別支援学級	障がいの種別ごとに少人数によるきめ細かな指導を行う学級です。	対象は、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がい、言語障がいのある児童で、障がいに配慮した弾力的な教育課程が編成できるようになっています。
特別支援学校	視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱のある幼児児童生徒を対象として、専門性の高い教育を行う学校です。	障がいや発達段階に合わせた教育課程で教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための特別な指導領域「自立活動」を実施しています。

松山市教育相談(就学相談)について

松山市教育相談(就学相談)は、特別な教育的支援を必要とする子どもの適切な学びの場や支援について、保護者の皆様とともに考える場です。相談対象は、特別支援学校、特別支援学級での教育、通級による指導を希望する場合です。

次年度の小学1年生については、7月と10月に松山市教育相談(就学相談)を実施しています。詳細については、在籍園や学校教育課ホームページを通じて案内しますので、そちらを確認してください。

子どもの適切な学びの場や支援については、松山市教育支援委員会で審議し、その結果を保護者の方にお知らせします。審議結果は、就学を決定するものではなく、就学に関する助言です。これを踏まえ、保護者と学校が就学の場や入学後の支援について話し合い、合意形成を図っていくようになります。



松山市立の小・中学校での医療的ケアについて

松山市立の小・中学校に在籍する医療的ケアを必要とする子どもが、安全で安心な学校生活を送ることを目的として、必要に応じて学校に看護師を配置し、医師の指示に基づいて医療的ケアを行います。

医療的ケアの内容は、喀痰吸引、経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、酸素吸入、ストーマの管理等、主治医が学校においてケアを行うことに支障がないと認めたものとなります。

学校での医療的ケアを希望される場合、まず、学校教育課医療的ケア担当者(☎089-948-6169)へ連絡をお願いします。

次に、教育相談(就学相談)申請時に下記の書類を提出してください。申請に必要な各種書類は令和6年5月以降に学校教育課ホームページからダウンロード可能です。

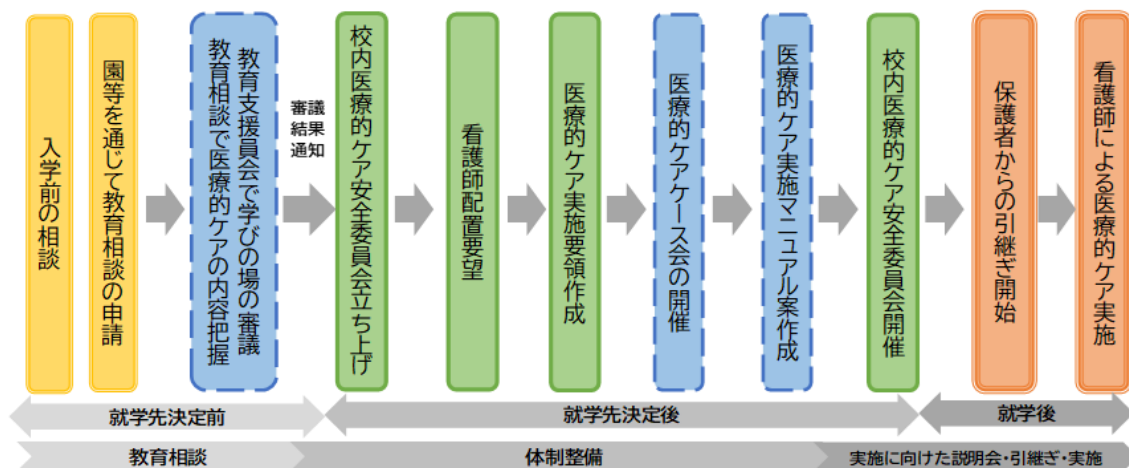
<https://city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/kosodate/gakkokoyoiku/tokubetusienn.html>

- ① 教育相談申請書
- ② 医療的ケア実施希望申請書
- ③ 主治医意見書
- ④ 医療的基本情報票
- ⑤ サービス事業所等利用の内容の写し(利用がある場合)



なお、看護師の配置については、入学予定校または在籍する学校の校内医療的ケア安全委員会や、松山市特別支援教育推進協議会医療的ケア運営協議部会で検討を行った上で決定します。

＜看護師による医療的ケア実施までの主な流れ＞



＜参考例(就学までの1年間の主な流れ)＞ ※あくまで例であり、スケジュールは一人一人違います。

時 期		保護者の方の対応
就学前	5月	主治医意見書の作成依頼
	6月	教育相談の申請、必要書類の準備・提出
	7月末	松山市教育相談会への参加
	9～10月	学校と学びの場や支援について話し合い、合意形成
	1～2月	学校でのケース会への参加(個別マニュアル等の作成協力)
	2月	主治医指示書の作成依頼
就学後	3月	学校における医療的ケアの内容の確認 看護師の配置決定後→医療的ケアの実施に承諾
	4月～ 当面の間	学校で看護師と手技の引継ぎを行いながら、子どものケアを実施 (子どもの状況やケアの内容・頻度に応じて、引継ぎ期間は変わります。)

主な福祉制度のご案内

障害者手帳に関すること

心身の状況によっては、障害者手帳の交付を受けることができます。令和元年度の愛媛県の調査によると、調査にご協力いただいた医療的ケア児の95%の方に身体障害者手帳が、75%の方に療育手帳がそれぞれ交付されていました。

等級などにより、医療費の助成(重度心身障害者医療)、運賃等の割引など、障害者手帳に付随して受けられるサービスがあります。

種類	内容	問合せ先
身体障害者手帳	身体に一定以上の障がいのある方が、障がいの種類・等級に応じて、さまざまな制度や障害福祉サービスを利用するために必要な手帳です。	障がい福祉課 ☎089-948-6017 Fax089-932-7553
療育手帳	知的能力が年齢とともに進歩していかない、いわゆる知的障がいがある方や知的障がいを伴う自閉症がある方が、障がいの程度に応じて、さまざまな制度や障害福祉サービスを利用するために必要な手帳です。	
精神障害者 保健福祉手帳	精神疾患を有し、精神障がいのために長期にわたり日常生活又は社会参加への制約がある方が、障がいの程度に応じて、さまざまな制度や障害福祉サービスを利用するために必要な手帳です。	障がい福祉課 ☎089-948-6018 Fax089-934-0116

医療費に関すること

種類	内容	問合せ先
未熟児養育 医療給付	未熟児の入院医療の医療費と食事療養費を公費で受けることができる制度です。	すくすく支援課 ☎089-911-1870 Fax089-908-6588
小児慢性特定疾病医療給付	悪性新生物・慢性心疾患など小児慢性特定疾病の医療費や入院時の食事療養費を公費で受けることができる制度です。また、県外受診のための交通費の一部を補助します。	
自立支援医療費 (育成医療)給付	身体に障がいをする、もしくは将来機能障がいを招くおそれのある児童に対し治療(手術等)によって障がいを取り除いたり、軽くしたりする医療で、かつ治療が期待できる場合にその費用を公費で負担するものです。また、県外受診のための交通費の一部を補助します。	
重度心身障害者 医療助成	重度の心身障がい児(者)が必要とする医療を容易に受けられるようにするため、保険給付対象となる医療を受けた場合の自己負担分を、公費で負担するものです。 対象者は、次のいずれかに該当する方です。 ①身体障害者手帳1・2級の所持者 ②療育手帳Aの所持者 ③療育手帳B(中度)と身体障害者手帳両方の所持者	障がい福祉課 ☎089-948-6936 Fax089-934-0116



運賃等の割引に関すること(障害者手帳を所持することにより受けられるサービス)

割引を受けるに当たり、窓口での身体障害者手帳又は療育手帳の提示や事前申請が必要な場合があります。



タクシー運賃の割引

対象者	割引率	利用方法	問合せ先
身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳 いずれかを交付されている方	1割引	運転手に手帳を提示してください。 (ただし、一部タクシー会社は使用不可)	障がい福祉課 ☎089-948-6353 Fax089-932-7553

重度障害者タクシー利用助成事業(申請必要)

一般 タクシー利用者		問合せ先
対象者	市内に居住する在宅の身体障害者手帳 1 級の方 又は療育手帳 A の方	障がい福祉課 ☎089-948-6353 Fax089-932-7553
助成額	乗車 1 回につき 580 円 (1 年度間に 24 回分の助成券を交付)	
利用期間	助成券の交付を受けた日からその年度末(3 月 31 日)まで <u>※1 年度ごとに交付を受ける必要があります。</u>	

福祉 タクシー利用者		問合せ先
対象者	下記の条件を全て満たす市内に居住する在宅の方 ① 身体障害者手帳 1 級 ② 下肢・体幹・移動機能障害のいずれかが 1 級又は 2 級 ③ 車いすや電動車いすを常時利用している方又は ストレッチャーを使用している方	障がい福祉課 ☎089-948-6353 Fax089-932-7553
助成額	乗車 1 回につき 500 円 ただし、1 回の乗車が 1,000 円を超える場合は 1,000 円まで可能 (1 年度間に 24 回分の助成券を交付)	
利用期間	助成券の交付を受けた日からその年度末(3 月 31 日)まで <u>※1 年度ごとに交付を受ける必要があります。</u>	

有料道路の割引(申請必要)

運賃割引の対象者の区分は、障がい者の程度に応じて定められた運賃種別です。

各手帳「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に「第 1 種」「第 2 種」の種別が示されています。

種 別	割引となる場合	割引率	問合せ先
第 1 種障害者	本人が運転する場合又は 障がい者を乗せて介護者が運転する場合	5 割引	障がい福祉課 ☎089-948-6369 Fax089-932-7553
第 2 種障害者 (療育手帳 B は対象外)	本人が運転する場合		

各手続きに必要なものやその他のサービスについては、「障がい者福祉のしおり」をご覧ください。

<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/fukushi/shogai/sonota/syougaisiori.html>





手当に関すること

種類	内容	問合せ先
特別児童扶養手当	身体障がい(1～4 級一部程度)や知的障がい(療育手帳 A 及び B の一部程度)等あり、施設入所していない 20 歳未満の児童と生計同一の方で一定の要件に該当するとき手当を支給しています。所得により支給制限があります。	障がい福祉課 ☎089-948-6369 Fax089-932-7553
障害児福祉手当	身体障がい(1・2 級一部程度)や知的障がい(療育手帳 A:最重度程度)等あり、常時介護を必要とし、施設入所をしていない 20 歳未満の児童で、一定の要件に該当するとき手当を支給しています。所得により支給制限があります。	
松山市重度心身障害児福祉年金	松山市に住民登録している身体障害者手帳(1～3 級)または療育手帳 A・B(中度)の 20 歳未満の児童と生計同一で養育監護をしており、松山市に 1 年以上住民票を置いている保護者に支給しています。所得による制限はありません。	
心身障害者扶養共済制度	障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のこと(死亡・重度障がい)があったとき、障がいのある方に一定額の終身年金を支給する任意加入の制度です。	

それぞれの手当の認定については、障害者手帳の認定とは別の基準で、それぞれ審査されます。



障害福祉サービスに関すること

障がいのある方（身体障害者手帳・療育手帳所持者、知的障がいと判定されている人、難病患者等）が、地域で安心して暮らせるよう、必要に応じて居宅で介護等の支援を受けられます。

介護給付（居宅介護、短期入所など）と地域生活支援事業（移動支援、日中一時支援など）、児童福祉法による児童通所給付（児童発達支援など）があります。利用するためには、申請が必要です。

	サービスの種類	内容	問合せ先
介護給付	居宅介護 (身体介護・家事援助・通院等介助・通院等乗降介助)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、通院の介助等を行います。	障がい福祉課 ☎089-948-6433 Fax089-932-7553
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
地域生活支援事業	移動支援	単独で外出することが困難な、全身性障がいまたは知的障がいのある障がい者（児）が、目的地に円滑に外出できるよう移動を支援します。	
	日中一時支援	障がい者（児）の日中活動の場を確保し、家族の就労支援及び介護者の一時的な休息を図ります。	
	巡回入浴	在宅や通所での入浴が困難な障がい者（児）に対し、巡回訪問し入浴を行います。	
児童通所給付	児童発達支援	未就学で発達に心配のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	
	放課後等デイサービス	小学校・中学校・高校に在籍している障がい児に対し、放課後や休日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。	
	居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活での基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	
	保育所等訪問支援	障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。	
その他	重度障害児訪問看護利用補助	医療行為を常時必要とする児童及び生徒が、在籍する学校において訪問看護を利用した場合の経費に対し、補助金を交付するものです。	
計画相談支援給付	障害児相談支援	障がい児の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向、その他の事情を勘案し「障害児支援利用計画(案)」を作成します。	

障害福祉サービスの疑問についてお答えします！

今後退院するのですが、どういう風に地域生活を
整えていけば良いですか？



医療的ケア児
等コーディネ
ーター Mさん

医療的ケア児等コーディネーターに相談すれば、医療の
サービスと福祉のサービスの調整を図ってくれますよ。
お子様の成長の目標やその課題を一緒に確認し、どの地
域資源(例:どの障害福祉サービス)を活用していくのが良
いかなどを一緒になって考えてくれます。
具体的に障害福祉サービスを利用しようとなれば、相談支
援専門員に関わってもらおうと良いです。

医療的コーディネ
ーターについては、[P16](#)へ

相談支援専門員につ
いては、[P16](#)へ

障害福祉サービスのどの事業所が医療的ケアに
対応できるかわかりません。



この点についても、医療的ケア児等コーディネーターや相談支援専門員
に任せてください。
相談支援専門員は、その時点の最新の事業所の情報を持っています。
また、事業所の特徴も把握していますので、ぜひ相談してください。
利用する事業所の見学の調整、支援の内容や利用日の調整などを行
ってくれます。

保護者の急病や冠婚葬祭などの急用があるとき
は、どのような支援を受けられますか？



早い段階で分かっている結婚式などの場合は、障害福祉
サービスの「短期入所」を利用すると良いと思います。
短期入所を利用する場合、あらかじめ障がい福祉課の窓
口で「受給者証」を作成しておく必要があります。
急遽、家族(医療的ケアを行っている方)が病気等で家庭
での見守りができない場合、短期入所以外では、児童相
談所の「一時保護」という制度もあります。

補装具・日常生活用具に関すること

身体の失われた部分や思うように動かすことができない部分を補って、日常生活や社会生活をしやすいするために、補装具の支給や日常生活用具の給付を行っています。身体障害者手帳を持っている方及び難病患者等が対象で、障がいの部位や等級などに支給要件があります。

医療的ケア児が給付を受けているものの代表的なものを挙げると、

種類	品目
補装具	・車いす(車いすは、肢体不自由の方に限ります。) ・座位保持装置 ・頭部保持具 など
日常生活用具	・居宅生活動作補助用具(住宅改修:手すりの設置、床段差の解消、床材の変更、扉の変更、和式便器から洋式便器への交換) ・酸素ボンベ運搬車 ・ネブライザー ・電気式たん吸引器 ・スチーム用装具 ・紙おむつ ・非常用電源(※) など ※小児慢性特定疾病児童等は、人工鼻など、別の用具給付ができる場合があるため、すすく支援課までご相談ください。

となっています。

※令和5年度から、在宅で人工呼吸器を使用している人の、災害時に必要な「非常用電源」の購入費用の一部を助成しています。令和6年度からは、さらに多くの方が安心して生活できるよう、対象者の要件を見直しました。詳しくは以下の担当までお問い合わせください。

- ・ 対 象 : 「正弦波インバーター発電機」、「外部バッテリー」、
「ポータブル電源(蓄電池)」、「DC/AC 正弦波カーインバーター」のいずれか
- ・ 上限金額 : 10万円

問合せ先	住所	電話・Fax
障がい福祉課(身体障がい者・難病患者等)	松山市二番町四丁目7番地2	 089-948-6369 Fax089-932-7553
すすく支援課 (小児慢性特定疾病児童等)	松山市萱町六丁目30-5 松山市保健所 1階	 089-911-1870 Fax089-908-6588

在宅障がい者のための福祉制度に関すること

種類	内容	問合せ先
在宅重度障がい者住宅設備に対する助成事業	在宅の下肢・体幹機能障害又は移動機能障害の1・2級の身体障がい者(児)が、日常生活の不便を解消するために行う住宅を改修する工事に対し、その経費の一部を助成します。低所得者世帯に限ります。	障がい福祉課  089-948-6369 Fax089-932-7553



避難行動要支援者支援制度

地震や風水害などの大災害発生時に、被害を受けやすい高齢者や心身に障がいのある人を名簿登録し、消防や警察、民生児童委員等、地域の協力者とともに支援する制度です。

事前登録の申出があった方について、消防局や担当地区の民生委員、協力者と連絡を取り合い、避難するための支援体制の構築などに協力していただくこととしています。

＜登録を希望される場合＞

名称	担当課	場所・電話・Fax
・身体障害者手帳 1～3 級 ・療育手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者 ・特定医療費(指定難病)受給者証所持者	障がい福祉課	松山市二番町四丁目 7 番地 2 市役所別館 1 階 ☎089-948-6353 Fax089-932-7553
・小児慢性特定疾病児童等	すくすく支援課	松山市萱町六丁目 30 番地 5 松山市保健所 1 階 ☎089-911-1870 Fax089-908-6588



個別避難計画

災害時に支援が必要な方(避難行動要支援者)が、災害が発生した際にスムーズに避難ができるよう、避難場所や避難経路、誰が避難するのか、避難の際の注意点など、災害時に必要なことをあらかじめ決めておくものです。また、ご本人からの同意をいただいたうえで、作成した個別避難計画は、民生・児童委員、自主防災組織、町内会など、地域で避難をサポートしてくれる団体と情報を共有し、普段から見守り活動ができる体制を整え、災害時の迅速な避難に備えます。

本市では、以下に該当する方を対象に優先度の高い避難行動要支援者として個別避難計画を作成していきます。

- ・身体障害者手帳 1、2 級の交付を受けている方(内部障がいを除く)
- ・療育手帳 A の交付を受けている方
- ・精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている方
- ・特定医療費(指定難病)受給者証所持者のうち、特に医療的ケアが必要と思われる方
- ・小児慢性特定疾病児童等で特に医療的ケアが必要と思われる方

＜作成を希望される場合＞

名称	担当課	場所・電話・Fax
・身体障害者手帳 1、2 (内部障がいを除く) ・療育手帳 A ・精神障害者保健福祉手帳 1 級 ・特定医療費(指定難病) 受給者証所持者等	障がい福祉課	松山市二番町四丁目 7 番地 2 市役所別館 1 階 ☎089-948-6353 Fax089-932-7553
・小児慢性特定疾病児童等	すくすく支援課	松山市萱町六丁目 30 番地 5 松山市保健所 1 階 ☎089-911-1870 Fax089-908-6588

パーキングパーミット

パーキングパーミット制度とは、県内の公共施設やショッピングセンターなどに設置された身体障がい者等用駐車場（車いすマークがある駐車場）を適正に利用していただくため、障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など、歩行が困難な方に、県がパーキングパーミット（身体障がい者等用駐車場利用証）を交付し、その駐車場を本当に必要とされる方に利用していただけるようにする制度です。



<申請・交付窓口>

愛媛県（受付時間 平日 8:30～17:00 ※原則として即日交付します）		
愛媛県 障がい福祉課	松山市一番町 4 丁目 4-2	☎089-912-2423
愛媛県 中予地方局 地域福祉課	松山市北持田町 132 番地	☎089-909-8756
福祉総合支援センター	松山市本町 7 丁目 2 番地	☎089-924-1216
県立子ども療育センター	東温市田窪 2135 番地	☎089-955-5533

松山市（受付時間 平日 8:30～17:15 ※原則として即日交付します）		
障がい福祉課	松山市二番町四丁目 7 番地 2 別館 1 階	☎089-948-6353
福祉届出コーナー	松山市二番町四丁目 7 番地 2 本館 1 階	—
すくすくサポート市役所	松山市二番町四丁目 7 番地 2 本館 1 階	—
保健予防課	松山市萱町六丁目 30-5 松山市保健所 1 階	☎089-911-1856
すくすく支援課	松山市萱町六丁目 30-5 松山市保健所 1 階	☎089-911-1821

※松山市の各支所、保健センター（南部分室、北条分室、中島分室）では申請のみ受け付け、後日、利用証を愛媛県から郵送でお届けします。



相談窓口のご案内

相談できる人を整理すると・・・

医療的ケアなどが必要な子どもには、様々な支援者や機関が関わり、相談できる人が複数います。それぞれの機関・支援者がどういった役割を担っているか、どのようなことを相談できるかを整理しました。

なお、下表の内容に限らず、それぞれの支援者は関係機関とのネットワークを持っていますので、困ったことがあったときは、近くにいる支援者にすぐに支援を求めることが重要です。

分野	支援者 (機関)	役割	相談できる内容(例)
医療	医療ソーシャルワーカー (医療機関)	・退院後の地域生活に向けた 関係機関との連絡・調整	・退院後の経済的、心理的社会的問題について
保健福祉	相談支援専門員(※) (相談支援事業所)	・障害児通所支援等(児童発達支援、放課後等デイサービス等)や障害福祉サービス(短期入所等)の利用の調整	・障害児通所支援等や障害福祉サービスについて、どのサービスを利用したらよいか。 ・どの事業所をどれくらい利用したらよいか。
	保育士・児童指導員 (児童発達支援事業所、放課後等デイサービス等)	・日常生活の基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等の提供	・子どもの発達に関する、保護者や子どものニーズや課題 ・子どもの障がいに対する理解を深めることについて ・地域の保育所、認定こども園、幼稚園への移行について
	保育士 (保育・幼稚園課)	・すこやか保育相談 ・巡回相談	・心身の発達に不安のある子どもの保育所等への入園について ・保育所等集団生活の場や家庭での子どもの発達及び関わりについて
	保健師 (保健所)	・子どもの発育や、健康に関する相談	・子どもの健康診査について ・予防接種について ・発育・発達に関する育児全般について
教育	就学相談担当職員 (松山市教育委員会)	・松山市教育相談 ・松山市教育支援委員会の審議結果の通知	・特別な教育的支援を必要とする子どもの適切な学びの場や支援について
行政	行政の窓口の職員	・各種サービスの相談や申請を行う窓口 ※障がい福祉課、すくすく支援課、保育・幼稚園課、こども相談課、子育て支援課、学校教育課等があります。	

分野	支援者 (機関)	役割	相談できる内容(例)
同じ立場	相談担当者 (障害者相談員、家族会)	・同じ立場(医療的ケア児の家族の立場等)で相談を受けます。	・当事者や家族の気持ちについて ・将来の見通しについて

(※)専門的な研修を受講し、医療的ケア児の保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、関係機関と家族や本人をつなぐ役割を担う「医療的ケア等コーディネーター」を含みます。

医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケア児や保護者が地域で安心して暮らせるよう、保護者の相談に対応し、必要な障害福祉サービスの紹介、関係機関との連携をしてくれます。

名称	住所	電話・Fax
松山市児童発達支援センター ひまわり園相談支援事業所	松山市若草町 8 番地 3	 089-997-7966 Fax089-997-7977

障害児相談支援事業所(医療的ケア児対応可能)

医療的ケア児に対応可能な相談支援専門員が在籍している障害児相談支援事業所は以下のとおりとなっています。障害児通所支援の利用に関して、障害児支援利用計画(案)を作成するなど、サービスの利用に関する各種調整を行っています。

名称	住所	電話
福角会指定相談支援事業所	松山市内宮町 2007 番 5	 089-978-7778
しんわ相談支援事業所	松山市中野町甲 589 番地	 089-963-1126
宗友福祉会 指定相談支援事業所	松山市中野町甲 640 番地	 089-963-3772
ケアサポートまつやま	松山市来住町 1057 番地1	 089-990-3555
ほほえみ特定相談支援事業所	松山市道後町 2 丁目 12 番 11 号	 089-911-2305
松山相談支援センター	松山市平井町甲 3250 番地 5	 089-993-6774
相談支援事業所ソレイユ	松山市祇園町 1-46	 089-913-8222
相談支援事業所PROSGROW	松山市一番町 2 丁目 5 番地 14 丸菱ビル 603 号室	 089-961-1956
芽育ぶらん	松山市小坂 1 丁目 5-15 カサグランデ小坂 103	 089-968-1885
指定相談支援事業所 HARUTA	松山市清水町 2 丁目 21-3 Luft 清水町 2F	 089-906-8460
あゆみ学園指定相談支援事業所	松山市余戸南 6 丁目 3 番 26 号	 089-974-5141
相談支援事業スマイル	松山市余戸南 6 丁目 5 番 3 号	 089-965-0294
相談支援事業所 Lino	松山市土居田町 143-3	 089-954-3886



行政の相談窓口

窓口(内容)	場所	連絡先
松山市障がい福祉課	二番町四丁目7番地2	
障害児通所支援、障害福祉サービスに関する申請、相談	障がい者サービス担当 障がい児サービス担当	☎089-948-6719 ☎089-948-6433
手帳、手当、補装具、日常生活用具に関すること	手帳、手当担当	☎089-948-6369
医療に関すること	医療担当	☎089-948-6936
社会参加に関すること	社会参加担当	☎089-948-6353
松山市保健所	萱町六丁目30番地5	
難病に関すること(医療費に関すること)	保健予防課	☎089-911-1857
1歳6か月・3歳児健診	すくすく支援課	☎089-911-1813
未熟児養育医療・小児慢性特定疾病医療・育成医療の給付の申請に関すること	すくすく支援課	☎089-911-1870
すくすく相談(保健師等による乳幼児の発育や育児の相談)		
すくすく・サポート市役所	市役所内	☎089-948-6343
すくすく・サポート保健所	松山市保健所内	☎089-911-1822
すくすく・サポート南部	保健センター南部分室内	☎089-969-1400
すくすく・サポート北条	保健センター北条分室内	☎089-993-0646
すくすく・サポート中島	保健センター中島分室内	☎089-997-1177
すこやか保育相談 (保育所等への入園相談)	二番町四丁目7番地2 保育・幼稚園課	☎089-948-6872
教育相談 (特別な教育的支援を必要とする未就学児に関して、支援の在り方や望ましい就学の場について、相談を行います。)	三番町六丁目6番地1 松山市教育委員会 学校教育課 特別支援教育担当	☎089-948-6169
子育て支援課 (児童手当、子ども医療助成等)	二番町四丁目7番地2	☎089-948-6354 ☎089-948-6888
こども相談課 (0歳から18歳までのこどもに関すること、妊娠・出産について等)	築山町12番33号 青少年センター内	☎089-943-3200

障害者相談員設置事業

障害者相談員は、そのほとんどが自らも障がい者である方や、家族に障がい者がいる方で構成されています。障がいのある方やその家族の方の日常生活などに関する様々な相談に応じ、必要な助言や指導を行っています。相談は無料で、内容については秘密を守ります。

(1) 松山市障がい者団体連絡協議会

団体名	代表者	代表者連絡先	事務局 ☎・Fax
松山市身体障がい者協会	会長 小掠 英雄	☎089-921-2172	☎・Fax089-921-2172
松山肢体不自由児・者父母の会	会長 徳永 隆子	☎089-923-9925	☎・Fax089-921-2173
松山手をつなぐ育成会	会長 岡部 國男	☎089-956-7926	☎・Fax089-921-2174
松山市聴覚障害者協会	会長 岡宮 和美	Fax089-970-2387	Fax089-921-2175
松山市視覚障がい者協会	会長 田坂 隆恒	☎090-3188-8945	☎・Fax089-921-2176
松山市精神障がい者地域家族会	会長 池田 和恭	☎089-945-5524	☎・Fax089-941-8774

(2) 松山市内部疾患障害者協会

団体名	代表者	代表連絡先
愛媛県心臓病の子どもを守る会 中予部会 松山分会	曾我部 亜希子	☎089-913-8778
日本ダウン症協会 愛媛支部 松山地区	角田 三記子	☎089-972-0934

家族会など

団体名	対象	活動内容	連絡先
愛媛県重症心身障害児(者)を守る会	重症心身障害児(者)とその家族	個別相談・巡回療育相談・交流キャンプ・各種研修会の開催。 ムーブオン媛ネット等との連携。	岩井 正一 ☎090-8975-7127 ehime.mamorukai@gmail.com
ムーブオン媛ネット (愛媛県医療的ケア児等家族会)	医療的ケア児(者)とその家族	医療的ケア児(者)とその家族を取り巻く環境や生活の改善等に向け、当事者同士の交流や情報交換を行う。また、行政等へ実状を伝え、医療的ケア児及び家族にとってよりよい社会的仕組みづくりに寄与する。	move.on.hime.net@gmail.com (HP)  https://moveon-himenet.blogspot.com/
愛媛県肢体不自由児者父母の会連合会	肢体不自由児者とその家族	療育訓練・就労支援・研修会などを行う	事務局 ☎089-923-4550

訪問看護ステーションの利用(一般社団法人 愛媛県訪問看護協議会)

訪問看護ステーションの利用に関する相談、事業所の紹介等に対応します。

・電話相談 受付時間 月～金曜日 9時30分～16時(祝日、年末年始を除く)

TEL 090-4506-6698

小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

愛媛県、松山市の委託事業として、慢性的な疾病を抱えている児童(20歳未満の成人も含む。)やそのご家族の生活上の悩みや不安に寄り添うため、相談に応じています。

また、社会福祉士などの自立支援員が、それぞれの悩みや不安に応じた支援策を一緒に考えたり、関係機関との連絡調整(※)をしたり、個別支援を行います。※ご不安な場合は、関係機関への同行も可能です。

名称	住所	連絡先
認定 NPO 法人ラ・ファミリエ 地域子どものくらし保健室	松山市萱町 4 丁目7-2 カネ宮ビル1F	 Fax089-916-6035 e-mail:lafamille@cc-sodan.jp 公式 LINE: 

松山おもちゃライブラリー(施設紹介)

「松山おもちゃライブラリー」は障がいの有無にかかわらず、子どもたちとともに遊び、触れ合う場所を提供し、おもちゃや遊びを通して、ともに育ちあうことを願って活動しているボランティア団体です。おもちゃは「遊び」を豊かにする道具ですが、子どもたちの中には、なかなか上手に遊ぶことができない、またおもちゃに興味を示さない子どもたちがいます。そうした子どもたちに沢山のおもちゃを用意して、気に入ったおもちゃを選んで遊ぶ場・機会を提供し、家でも楽しく遊べるよう貸し出しをするのが「おもちゃ図書館」です。

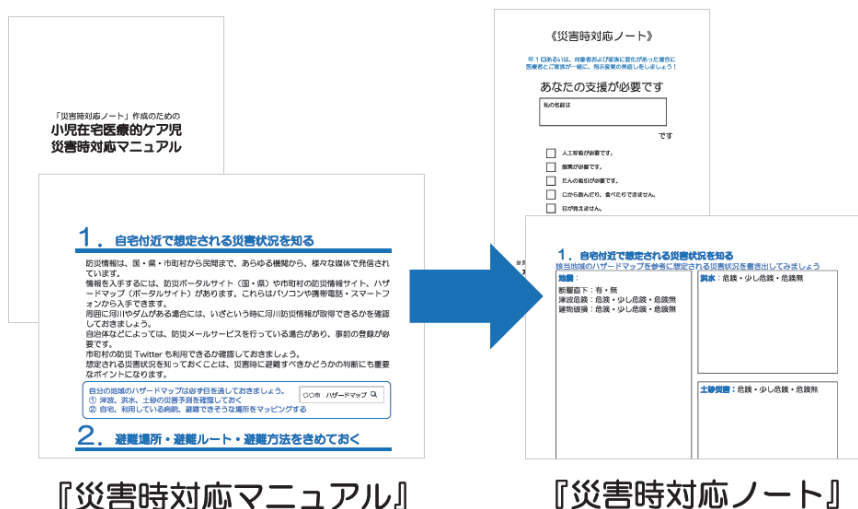
乳児のおもちゃ・音のでるおもちゃ・型はめ・パズル・ままごとセット・運動遊具・手作りおもちゃ(布絵本、木工おもちゃ・人形)など多数のおもちゃを用意していますので、自由に遊んでみてください。



利用方法	くるみ園に電話で予約し、大人同伴で来園。 遊んでみて「おもしろいな」と思ったおもちゃを、 無料で2週間借りることができます。	松山おもちゃライブラリー 松山市福角町甲 1285-1 くるみ園内  089-979-5026
受付時間	右記の連絡先にお問い合わせください。	

災害時対応ノート・災害時対応マニュアル

愛媛県医師会・愛媛県小児科医会は、災害発生時に、医療的ケア児とその家族の方が必要な対応ができるよう、「災害時対応ノート」の様式と、「災害時対応マニュアル」を公開しています。これは、災害で長時間の停電や断水などが発生した場合に備え、家族や介護者の方が、非常時の対応を整理して、関係者と共有するために作成するものです。詳細は以下のホームページをご覧ください。



項目	愛媛県医師会ホームページ URL・コード
「災害対応ノート」ご利用の手引き	https://www.ehime.med.or.jp/download/file/disaster-preparedness-booklet/dpb01-guidance.pdf 
災害時対応マニュアル	https://www.ehime.med.or.jp/download/file/disaster-preparedness-booklet/dpb02-manual.pdf 
災害時対応ノート	https://www.ehime.med.or.jp/download/file/disaster-preparedness-booklet/dpb03-note.pdf 
災害時対応ノート(入力フォーム付)	https://www.ehime.med.or.jp/download/file/disaster-preparedness-booklet/dpb04-note-input.pdf 

医療的ケア児等医療情報共有システム

国では、医療的ケアが必要な児童等が救急時や、予想外の災害、事故に遭遇した際に、全国の医師・医療機関(特に救急医)等が迅速に必要な患者情報を共有できるようにするための「医療的ケア児等医療情報共有システム:MEIS」を構築し、運用をしています。

医療的ケア児等が医療機関に搬送された際、MEIS のホームページにアクセスしていただくことにより、緊急サマリー(MEIS に登録された情報のうち救急現場で特に必要性が高いと想定される項目情報を抽出したもの)を閲覧することが可能となります。

詳しくは、下記ホームページをご覧ください。

(こども家庭庁ホームページ)<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/meis.html>



医療的ケア児支援のしおり

発行年月 2025年4月
発行 松山市
企画編集 松山市医療的ケア児支援検討会

連絡先 松山市福祉推進部障がい福祉課
電 話 089-948-6433
F A X 089-932-7553
メー ル shougai@city.matsuyama.ehime.jp